

第1回 盛土による災害の防止に関する検討会 委員からの主な意見

○日 時：令和3年9月30日（木）13：00～15：00

○場 所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室（オンライン併用）

1 議論の前提

- ・ 大規模に崩壊するおそれがあり、住宅地やその他インフラに重大な影響を及ぼし、人命や財産に著しい損害を与える盛土について、まずは対策を急ぐべきではないか。
- ・ 危険な盛土とは、他者加害性があるものや人命に関わるものであり、まずは人家への影響があるものが危険な盛土となるのではないか。
- ・ 規模も含めて人命や財産に影響があるもの、逃げる猶予も許さず影響を及ぼし得るものについてまず着目していく必要がある。
- ・ 生命、人家等に関わるものだけでなく、農地、農業の施設等に影響を及ぼすものも対象とすべき。
- ・ 不適切・不適正な盛土の中に危険な盛土が含まれるのではないか。
- ・ 今まで起きた災害の中で盛土が原因となったものがあつたのか。その盛土は、不適切なものであつたのか、あるいは適切に処理されていたにもかかわらず豪雨で崩落したのか、ということの評価することも必要。
- ・ なぜ危険な盛土が発生したかの分析が必要。今回の総点検の中で、危険な盛土やそれに準じるような盛土を、できるだけ効率的に、かつ背景が分かるような形で整理することが非常に大事。

2 既存の危険な盛土に対するハード・ソフト対策のあり方

<ハード対策>

- ・ 盛土を造成した者の責任というのが原則だが、それでもうまくいかないところを公共でどのようにカバーしていくのかも問題。
- ・ 不適切な盛土は、行為者による是正が本来だが、一刻の猶予も許さないものには早急な対応が必要。公共で対策を講じる検討をするべき。
- ・ 何らかの基準を設け、危険性が高いものについては安全確保のための公共工事が必要。
- ・ 公共で実施することについて社会的な理解も必要。
- ・ 危険な盛土を効率的に見つけ出し、住民への情報提供や早期避難警戒等のソフト対策とともに、緊急性のあるところだけにハード対策を入れていくことが望ましい。
- ・ 危険な盛土に対しては、撤去だけでなく、監視・モニタリングや詳細調査も重要。
- ・ 放置される建設残土については、土留めや鋼板塀等によって防災上の措置を行う必要。

- ・ 盛土総点検では、かなりのマンパワーを要するとともに、現地の状況によっては、より詳細な調査が必要となる場合も想定されるので、調査費用について、国で予算措置をお願いしたい。

<ソフト対策>

- ・ 危険な盛土を特定し、早めに情報公開していくことが必要。土砂災害警戒区域と併せてハザードマップに公表していくことも検討する必要。
- ・ 危険な盛土がある地域の避難のタイミングについて、より具体的に検討を進めることが必要。
- ・ 住民に一番近い立場である各基礎自治体が、どのような形で情報発信できるか、防災の面で住民に避難してもらえるツールをどのように出せるかが課題。

3 危険な盛土を防止するための仕組みのあり方

<規制のあり方>

- ・ 今後の盛土による災害の防止については、①場所や規模等で規制の網を逃れないようにどうするか、②法の執行過程でいかに早く対応するか、③どういう基準を設けるか、という視点が重要。
- ・ 盛土等の規制について全国統一的な基準が必要ではないか。
- ・ 一定規模以上の盛土工事については何らかの全国一律の規制が必要。
- ・ 全国統一の基準、規制を早急に設けていただきたい。
- ・ 農村地域の土地利用を面的に余すことなく広く規制をかけるような方法を考えることが必要。
- ・ 規制を行う場合は営農に支障を及ぼさないようにしてほしい。
- ・ 将来にわたってこういった材料のものが入ってくるか十分に把握できていない不確実性があるなかで、将来にわたって安全性を担保しなくてはいけないという問題があることを念頭に置く必要。
- ・ 規制行為については、盛土の造成が始まりそうだというときに、迅速に対応できる枠組みが必要。
- ・ 法律に根拠のある委任条例の場合、代執行が可能となるため、そのような条例にしていくという方法もある。
- ・ 都道府県や市町村の条例が、地域ごとにどのような背景で作られたかをしっかり分析した上で、それぞれの地域の実情を考慮しながら、国と地方の役割分担を考える必要。

<実効性の確保等>

- ・ 措置命令を適時適切に発出することが必要。自治体に対する専門的・技術的な助言・指示等が必要。

- ・ 違反行為をどのようにチェックし、措置命令を出していくかが大きな課題。
- ・ 法規制を強くしても、運用・監視をどうするのかという問題が残る。人が足りないことに対して、例えば既存の監視システムを活用して、開発行為をモニタリングしていくような技術的な対応も考える必要。
- ・ 横断的・効率的に盛土を点検する仕組みをどう作るか。許可申請手続等についても、関係省庁、都道府県や市町村の役割分担等を改めて確認し、新しい仕組みをつくることが大事。
- ・ 事業者や開発行為者が変更となるケースへの対応を考えなければいけない。違反があった土地が事後的に分かった場合に、現所有者がそのまま利用できないようにする仕組みが必要。
- ・ 違反行為を確認する者と措置命令権限を持つ者がしっかり連携できる仕組みが重要。開発行為に関する情報を省庁横断で、地方自治体も含めてシェアできる仕組みが重要。
- ・ 今後は、搬入する土砂の発生場所等の届出、定期的な執行状況や水質・土壌調査といった報告の義務づけも必要ではないか。
- ・ 法令に基づいて許可を得ている場合、許可済の標識を掲示することで、法令に違反する悪質な盛土行為に対して一定の抑止力が働くのではないか。

<建設残土について>

- ・ 建設残土について、元請、発注者も含めた事業者、行為者にどのような行動を取ってもらうのが適切か。基金を設けるなどの支援制度もオプションとして考えていくべき。
- ・ 建設残土の排出者が、適正処理についてしっかり責任を担っていくという視点が必要。
- ・ 建設残土の適正利用、有効利用が重要であり、社会的な認識を高めることも必要。
- ・ 建設残土の適切な処理費用がきちんと積算に入るような発注方法や、中間・末端に至るまで回るような業界側の理解が必要。
- ・ 廃棄物混じり土対策については、建設現場での分別の徹底が一番重要。
- ・ 建設現場での土の分別を適正に行うためには、立入検査の強化や、排出者による建設残土の適正処理の確認をするようなシステムの構築が必要。

4 その他

- ・ 太陽光発電の設置に伴って、土砂災害などの懸念や地域とのトラブル等も顕在化してきている。しっかりとした基準を持って、設備を開発していくことが大前提として必要。
- ・ 部署横断的に共通の議論をしていく際には、ある程度のデータベースやプラットフォームのようなものが必要。
- ・ 検討会が終わった後の対応も、全省庁で協力してやっていただきたい。